

杜の都スタイル普及啓発用広報物制作等業務委託 公募型プロポーザル 実施要領

この実施要領は、杜の都スタイル普及啓発用広報物制作等業務の受託候補事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するにあたり、募集手続等の必要な事項を定めるものである。

1 業務委託概要

(1) 業務件名

杜の都スタイル普及啓発用広報物制作等業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務目的及び委託内容

本業務は、「杜の都スタイル（仙台らしい、環境にやさしい行動）」に関するショート動画、リーフレット、ポスター等の普及啓発用広報物の制作及び広告配信を実施し、「杜の都スタイル」という言葉の更なる認知度向上及び行動実践の普及啓発を進めることを目的とする。

細部は、「杜の都スタイル普及啓発用広報物制作等業務委託仕様書（案）（以下「仕様書」という。）」に記載のとおり。

(3) 履行期間

本業務の契約締結の日から令和9年2月28日まで

(4) 委託上限金額

本業務の委託上限金額は、2,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、上記金額には本業務に係る費用の一切を含む。

(5) 担当課

仙台市環境局環境部環境共生課環境共生係（担当：八重畑・宍戸）

〒980-8671 仙台市青葉区二日町6番12号 MSビル二日町（二日町第二仮庁舎）4階

電 話 022-214-0007

F A X 022-214-0580

電子メール kan007130@city.sendai.jp

2 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルの募集開始から契約締結までの各種日程は以下のとおりとする。

内容	日程等
(1) 公募開始	令和8年8月17日（月曜日）
(2) 質問受付期限	令和8年8月24日（月曜日） 16時必着
(3) 質問への回答	令和8年8月25日（火曜日）までに仙台市ホームページ（本書の掲載ページをいう。以下同じ。）に掲載
(4) 参加表明書及び企画提案書等提出期限	令和8年9月1日（火曜日） 16時必着
(5) 参加資格確認結果通知	令和8年9月2日（水曜日）
(6) プレゼンテーション実施	令和8年9月4日（金曜日）（予定） ※実施時間等の詳細は別途通知予定
(7) 審査結果通知・公表（受託候補事業者の特定）	令和8年9月8日（火曜日）（予定） ※発送日・公表日
(8) 契約締結	令和8年9月中旬頃（予定）

3 参加資格要件

本プロポーザルに応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人、又は法人を核にした複数の者による共同事業体（本業務を共同連帯して受託するため、一以上の法人を構成員として結成された共同企業体をいう。以下「共同事業体」という。）とする。

- ア 仙台市内に本店、支店（支社）又は営業所（事業所）があること
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる要件に該当しない者であること。
- ウ 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- エ 仙台市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- オ 有資格業者に対する指名停止要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと
- カ 経営状態が健全であること（例えば会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされているか、又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている場合は「経営状態が健全でない」と判断する）。
- キ 共同事業体にあつては、1の代表構成員と1以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての要件を満たしていること。
 - (ア) 全ての構成員が、上記ア～カに掲げる条件を満たしていること。ただし、アの要件は、代表構成員が該当すれば可とする。
 - (イ) 構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、又は単独により本プロポーザルに参加していないこと。
 - (ウ) 構成員が代表構成員に発注者と折衝する行為等を委任していること。

- (エ) 本プロポーザルの参加表明書の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。
- (オ) 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
- (カ) 本プロポーザルの参加表明書の提出時から契約締結時までには、構成員の変更がないこと

4 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

以下のとおり本業務に関する質問を受け付ける。ただし、本プロポーザルの審査に支障をきたす質問については受け付けない。

ア 受付期間

公募開始日から令和8年8月24日（月曜日） 16時まで（必着）

イ 提出先

前記1（5）の担当課

ウ 受付方法

質問書様式第1号に必要事項を記入し、件名を「【質問書】杜の都スタイル普及啓発用広報物制作等業務委託」としたうえで、提出先へ電子メールにより送付後、電話連絡すること。なお、電子メール以外の方法での質問は受け付けない。

(2) 質問への回答

受付期間内に提出された全ての質問への回答については、質問者に関する情報を伏せたうえで、令和8年8月25日（火曜日）までに仙台市ホームページに掲載することにより公表する。

5 参加表明書及び企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類・提出部数

ア 公募型プロポーザル参加表明書様式第2号：1部

イ 事業者概要説明書様式第3号：1部

ウ 誓約書様式第4号：1部

エ （共同事業体の場合のみ）共同事業体結成に係る届出書様式第5号：1部

オ 企画提案書（任意様式）：紙媒体7部（正本1部・副本6部）及び電子データ（PDF形式・CD-R又はDVD-Rに収納）1部

カ 事業費見積書（任意様式）：7部（正本1部・副本6部）

キ 市税の滞納がないことの証明書：1部

ク 法人税、消費税等国税の納税証明書：1部

ケ 履歴事項全部証明書：1部

※キ～ケは参加表明書の提出日以前30日以内に交付を受けたものに限る。

※企画提案書及び事業費見積書の作成上の留意事項は後述6（2）のとおりに。

(2) 提出期限・提出先等

ア 提出期限

令和8年9月1日（火曜日） 16時まで（必着）

イ 提出先

前記1（5）の担当課

ウ 提出方法

持参又は郵送のいずれかによるものとする。

(ア) 持参の場合

9時00分から16時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の間に、提出先へ事前連絡のうえ直接持参すること。

(イ) 郵送の場合

提出資料がすべて封入できる角2封筒等に提出書類を封入し、封筒等に「公募型プロポーザル参加表明書及び企画提案書等在中」と朱書きのうえ、書留郵便等の配達記録が残る方法により郵送すること。

(3) 提出にかかる留意事項等

ア 前記4（2）のとおり公表する仕様書等に関する質問に対する回答を確認のうえで提出すること。

イ 参加表明書及び企画提案書等の提出期限後の訂正、差し替え及び追加は認めない。

ウ 企画提案書は、1者1提案とし、2以上の提案は認めない。

エ 提出期限までに参加表明書及び企画提案書等が到達しなかった場合は、本プロポーザルに参加できない。

オ 参加表明書及び企画提案書等を提出した事業者（以下「参加事業者」という。）が1者の場合であっても、企画提案書等により後述7に基づく審査を実施し、本業務を適切に実施できると判断した場合は、当該参加事業者を受託候補事業者とする。

(4) 参加資格確認結果の通知

参加表明書及び企画提案書等の受付後、仙台市環境局環境部環境共生課長による参加資格の審査を行い、その結果について、令和8年9月2日（水曜日）に各参加事業者の参加表明書に記載のメールアドレスあてに通知する（書面での通知は行わない）。

6 企画提案書等の作成時の留意事項

(1) 企画提案書の作成

ア 企画提案書の構成は、以下のとおりとすること。

(ア) 表紙

(イ) 目次

(ウ) 提案内容

企画提案書は、正確な評価を行うために、「評価基準」の項目順にまとめること。また、企画提案書の全ての見出しは、「評価基準」の評価項目に1対1で対応させ、各評価項目に対する提案内容のみを記述すること。ただし、評価項目 No.6「見積内容」については、後述(2)の事業費見積書により審査を行うため、企画提案書への記載は不要とする。

また、他の見出しに記述された内容及び「評価基準」の評価項目にない見出しに記述された内容は審査対象外とする。

- イ ページ数は表紙及び目次を除き10ページ以内とし、通しのページ番号を記入すること。
- ウ 企画提案書は、任意様式とするが、原則としてA4判、横書き、両面カラー印刷、長辺綴じ、フォントサイズ11ポイント以上とすること。なお、やむを得ずA3判を使用する場合は、片面印刷、折綴りとする（ただし、A3判は2ページ分としてカウントする）。
- エ 企画提案内容は、契約時の委託内容にも反映させるため、実現性が低いにも拘わらず提案するようなことがないこと。

(2) 事業費見積書の作成

見積書は、任意様式とするが、規格はA4判（縦書き・横書きは不問）とし、提案した内容で業務を行う前提で見積もり積算根拠の具体的かつ詳細な内訳を示すこと（消費税及び地方消費税を含む）。

7 審査

(1) 審査方法

受託候補事業者の選定にあたっては、発注者が設置する「杜の都スタイル普及啓発用広報物制作等業務委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、別紙「評価基準」に基づき、公平、公正及び客観的に審査・評価を行う。

(2) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションは、以下のとおり実施する。

ア 日時

令和8年9月4日（金曜日） 予定

イ 場所

仙台市役所二日町第二仮庁舎6階大会議室（仙台市青葉区二日町6番12号 MSビル二日町）

ウ 所要時間

1者あたりのプレゼンテーションは説明時間：15分以内（厳守）とし、その後審査委員による質問時間：10分程度の合計25分程度とする。

エ 内容・留意事項

- (ア) プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書のみに基づき説明を行うものとし、当日は大型モニターを使用した画面投影を行う。使用する大型モニターは発注者が用意するが、企画提案書の画面投影に使用する端末は参加事業者が用意すること。なお、投影用大型モニターが対応している映像入力端子はHDMI タイプA コネクタである。

- (イ) 企画提案書と異なる内容の説明及び追加資料の配付は認めない。
- (ウ) 出席者は、1 者あたり原則として 3 名までとする。また、説明は本業務に携わる事業担当者が行うものとする。
- (エ) 集合時間及び集合場所等については、各参加事業者へ個別に通知する。

(3) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

(4) 受託候補事業者の特定

- ア 審査委員会での審査の結果、参加事業者の中で評価点の合計（審査委員会の構成員 4 名による評価の合計点（1 名 100 点満点×4 名＝400 点満点）をいう。以下同じ。）が最も高い者（以下「最高得点者」という。）を受託候補事業者とする。ただし、評価点の合計が 200 点未満である場合には、受託候補事業者として特定しない。
- イ 最高得点者が 2 者以上であった場合は、以下のとおり受託候補事業者を特定する。
 - (ア) 評価項目 No.4「企画内容」のうち【ショート動画等の企画・制作】の項目の評価点の合計が最も高い者を受託候補事業者とする。
 - (イ) (ア)について同点の場合は、評価項目 No.4「企画内容」のうち【リーフレット・ポスターの企画・制作】の項目の評価点の合計が最も高い者を受託候補事業者とする。
 - (ウ) (ア)及び(イ)について同点の場合は、審査委員会で協議のうえ、受託候補事業者を特定する。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和 8 年 9 月 8 日（火曜日）（予定）に、各参加事業者へ書面にて通知（発送）するとともに、仙台市ホームページに掲載することにより公表する。

(6) 審査結果に関する質問等

参加事業者は、前記（5）の審査結果について、審査結果公表日から 7 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面（任意様式）により、その理由の説明を求めることができる。

回答は、その書面を受け付けた日から 10 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面により通知する。

(7) 失格事由

以下のいずれかに該当した場合は失格とし、審査対象から除外する。

また、受託候補事業者が契約締結するまでの間に以下のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、受託候補事業者としての決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ア 前記 3 の参加資格要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載又は重大な不備があった場合
- ウ 企画提案書の記載内容が法令違反である等、著しく不適当な場合

- エ 前記 5 及び 6 までに掲げる企画提案書等の作成・提出等及び審査に係る個別の失格要件に該当する場合
- オ 前記 (4) のプレゼンテーションに出席しなかった場合
- カ 個別に審査委員と接触を持つ等、審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ その他本業務の遂行にふさわしくないと審査委員会において認められた場合

8 契約

- ア 受託候補事業者は、本プロポーザルにおいて最適な提案者として特定したのみであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。
- イ 受託候補事業者と協議し、企画提案内容等を反映した仕様書を調整のうえ、地方自治法第 234 条に基づく随意契約により、業務委託契約を締結する。
- ウ 受託候補事業者と協議が整わない場合、契約締結までの間に前記 7 (7) の失格事由に該当した場合又はその他やむを得ない事情により受託候補事業者と契約を締結できない場合は、次点の評価を得た参加事業者を受託候補事業者として特定する。

9 その他留意事項等

- ア 本プロポーザルに係る各種書類の作成・提出及びプレゼンテーションに要する全ての経費は、参加事業者の負担とする。
- イ 提出された各種書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権及びその他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象に係る全ての責任は、参加事業者が負うものとする。
- ウ 提出された各種書類は、選定結果に拘わらず返却しない。
- エ 提出された各種書類は、仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号）に基づく公文書開示請求等により、不開示部分を除き開示する場合がある。
- オ 本プロポーザルの参加にあたっては、地方自治法、地方自治法施行令、仙台市契約規則及びその他関係法令等を承知のうえで参加すること。